

(様式第1号)

平成21年度第3回芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会 会議録

日 時	平成21年11月5日(木) 午後6時～8時
場 所	芦屋市役所 南館4階 第1委員会室
出 席 者	委員 長 中田 智恵海 委員 石濱 美奈子 委員 栗田 沙織 委員 大脇 巧己 委員 河盛 重造 委員 藤井 清 委員 西村 直樹 委員 野田 京子 委員 牧野 君代 委員 磯森 健二 欠席委員 佐々木 勝一 欠席委員 成田 直美 事務局 こども課長 中村 尚代 保育所担当課長 水谷 幸雄 主査 和泉 みどり
事務局	保健福祉部こども課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 委員・事務局自己紹介
- (3) 議題
 1. 計画原案の策定について
・中間まとめ(案)について
 2. その他

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
資料2 推進行動計画<後期> 中間まとめ(案)

3 審議経過

事務局より、芦屋市情報公開条例に基づき本委員会が公開であり、議事録及び委員名を公表すること等の確認。

< 開 会 >

委員長あいさつ、委員・事務局の自己紹介

< 議 事 >

(委員長) 議事に入る前に、事務局は本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より，当日配布資料 1，2 の確認】

（委員長）それでは，計画資料の中間まとめについて説明してください。

（事務局）説明させていただきます。

【事務局より，

資料 2 「推進行動計画＜後期＞中間まとめ(案)」(第 4 章を除く)について前回資料からの訂正も含め説明】

（委員長）「健康増進・食育推進計画」，「障害者（児）福祉計画」の抜粋については掲載しないということですか。

（事務局）パブリックコメントでは掲載しませんが，計画書冊子としてはこの案のように掲載する予定です。

「障害者（児）福祉計画」については平成 21 年 1 月に，「健康増進・食育推進計画」については 6 月に，それぞれパブリックコメントを実施し，いただいたご意見及び市の考え方については広報紙等で公表し，計画にも反映できるものについては反映させておりますので，今回のパブリックコメントの資料からは除かせていただくこととしました。

（委員長）事務局の説明で何か意見・質問はございますか。

（資料 2 P 4 1 「特定事業の目標事業量」について）病児・病後児保育については，これでいいでしょうか。

（河盛委員）例えば，ファミリー・サポート・センターの目標「1 か所」というのは，国に対する報告ということではこれでいいと思いますが，市の目標として例えば「協力者が何名」などという目標を立てるとするのはできないのですか。

市が自分たちのためにこういうことをやっていく，ということを計画するのですから，そういったものは必要だと思いたいますがどうでしょうか。

（事務局）ファミリー・サポート・センターの病後児預かりでいうと，現在は病後児の受け入れも，枠をきめて 1 日何人看るというものでもなく，会員の方が個別に個人の事情を配慮してお受けいただいているのが現状です。体調の急変などのために小児科医のバックアップ体制等の必要もあり，今は積極的に行える状態ではなく，まずは体制の整備が必要なため，後期計画で数値目標まで設定することは厳しいと考えております。

（委員長）しかし，このように書いてしまうと，発展的な目標が全然表されていないように思うのですが。うまく書くことができないでしょうか。

（大脇委員）確認したいのですが，この目標値等は国の定める報告様式に基づいて書かれたんですね。この計画書のこの内容自体がそのまま国に報告されるわけではないんで

すよね。ということは、ここに書いてあるのは、あくまで芦屋市民に向けてということでもいいわけですね。

(事務局) はい。

(大脇委員) そうであれば、この目標値はしかたないとしても、具体的にどういう方向でどんなことをするのかを記載するか、もしくは詳細については第4章の具体的事業が参照できるよう該当する事業番号を記載するなどしなければ、市民が見たときにこれだけの情報しかない、せっかく市が考えてくださっている計画が誤解されると思います。すごく残念な気がしますね。

(事務局) 特定事業の病後児保育については保育所担当で所管している事業となりますので。

(委員長) こども課ではどうしようもできないということですか。保育課の担当ですか。

(事務局) 病後児保育事業はこども課保育所担当の所管になります。

(委員長) ファミリー・サポート・センターはどこの担当ですか。

(事務局) こども課こども担当になります。ファミリー・サポート・センター事業という会員の共助での預かりの委託事業で体制も違います。個人の方に有償ボランティアとして登録していただき、基本的に1時間800円、特に病後児や夜間、休日であれば1時間900円で、協力していただける方に子どもの預かりをお願いしています。

(河盛委員) 留守家庭児童会について目標が「8か所9教室」ですが、保護者からは要望はないのですか。

(事務局) 留守家庭児童会については、一応現在は待機なしで受け入れをしていると聞いております。

(河盛委員) 学校によっては入れない人がいると聞いていますが。

(事務局) これまで8か所8教室でしたが子どもが増えたため現状9教室になり、さらに増えれば10教室にするということで、対応は速やかにできると思うとのことです。

(委員長) あらゆるニーズに対応するということですね。

(事務局) 事業番号については、最終的に記載することにしております。実は第4章の具体的事業の番号も今は全部消しています。まだ事業が確定していない部分がありますので番号を付していません。事業番号が決まりましたら、特定事業の番号も付してリンクできるようにしたいと考えております。

(事務局) 前回の策定委員会でご質問のあった病後児保育の目標「定員200人」の設定根拠については、やってみないとわからないということもありまして、近隣各市にも

利用状況を聞いてみたのですが、以外と利用率が悪いということでしたので、年間通して200人程度ではないかということで、この数字を計上しました。

(委員長) これは実人数ですか。

(事務局) 一人が2回利用すると2人ということで、延べ人数です。

(委員長) 延長保育事業は実人数ですね。延べ人数にするなら「延べ」で、実人数にするのなら「実」で全部そろえて表記してください。

(事務局) 延長保育も通常保育も実人数ですので、病後児保育も実人数に合わせたいと思います。

(事務局) 今、気付きましたが、目標値の単位が年単位だったり月単位だったりしています。病児・病後児保育事業の「200人」は年単位の人数です。延長保育事業は実人数で月単位です。どの表記で統一するかはもう一度精査をさせていただきます。

(河盛委員) 「定員」という言葉がおかしいですね。「定員」というのは「目いっぱい」という人数です。例えば、「定員330人/月」といえば「月330人まで利用できます」ということです。でも、病後児保育の「定員200人/年」というのは「年間200人まで利用できます」ということではなく、利用実績が結果的に200人位になるということですよ。本当なら定員としては「一日3人位まで」という表現のほうがいいですね。

(事務局) 国への報告については、目標は「定員」で報告しますので、病児・病後児保育の施設型については、一日では何人が定員なのかを報告することになると思います。

(河盛委員) 最高何人まで受け入れられるとか。

(事務局) 実績ではなくて、受け入れるキャパシティとしてどれだけを定員にしているかということになるかだと思います。その辺も確認して月単位にするのか年単位にするのか確認し、この部分の表記を統一させていただこうと思いますがよろしいでしょうか。

(委員長) ではそのようにお願いします。

(河盛委員) 国に報告するものであれば、他の市に聞いてみてもいいですね。報告の仕方は同じなんでしょう。

(事務局) 国への報告の仕方は同じです。

(河盛委員) 芦屋市だけ全然違う報告の仕方だとおかしいですからね。

(事務局) 病児・病後児保育事業の現況として20年度実績を計上しています。確定してい

るのが20年度の実績だからなのですが、前期計画を策定した時にも、17年度から計画開始ですが、策定時の実績として15年度の実績を計上していました。実は2年度分もあいてしまっています。16年度の決算が終わっていなかったので実績がとれなかったためですが、16年度中に、内容・状況が変わっている事業もありました。

後期計画も同様に、策定時実績として20年度の実績を計上し、21年度に内容や状況が変わっている事業をそのまま計画にのせるとなると、評価の時におかしくなるという議論をしまして、具体的に実績がわかっているものについては、最新のものを計上することにし、第4章には20年度か21年度のどちらか最新の実績を記載するというようにしています。

ところがそれに齟齬ができています。病児・病後児保育事業について、第3章の特定事業の目標事業量では現況として20年度実績「未実施」としていますが、第4章の具体的事業の策定時実績として21年度実績「実施」としています。といいますのも3月末の計画が策定される時には、実施したいという思いがあるので、見込みとして「実施」としています。なので書き方が合っていません。書き方に齟齬が生じますので、この点についても表記をあわせていくように精査して修正いたします。

(委員長) プロセスでどんなに間違っているとしても、最終的にきちんとできればいいと思います。

(磯森委員) 内訳として、20年度実績、21年度実績と分けて記載すればどうですか。

(事務局) 最新の状態として記載すればいいかと思いましたが、表記が必要でしょうか。

(藤井委員) 20年度実績、21年度実績それぞれ記載があれば誰が見てもわかりやすいと思いますが、どういう表記にするかは難しいですね。

(事務局) 特定事業だけであれば少しですが、個別事業全てとなると300近くの事業があるのでちょっと大変です。見づらくなると思います。

(河盛委員) 大多数は20年度実績なんですか。

(事務局) そうです。

(河盛委員) では「 」などをつけるしかないのではないですか。

(事務局) 例えば21年度実績には何か印をして、その印についてはどこかに明記しておくとか。

(藤井委員) それがわかりやすいですね。他にもリンクしていることですし。

(事務局) 具体的事業で、わかりやすいようにどちらかの年度の実績に、例えば「 」をつけるなどして、21年度実績とわかるような表記の方法を考えさせていただきます。

(委員長) 他に質問はありますか。

資料2のP40の表の見方はわかりますか。前回の資料では、重点化された個別施

策がどのフローによって抽出されたのかわからなかったのですが、今回は「 」、
「 」、 「 」という印をつけて、こういったフローで抽出されたものわかるよう
に改善されているようです。皆さんお分かりであればよろしいのですが。

(大脇委員) すごく複雑ですね。

(委員長) 重点化になった経緯を表していて、評価委員会で前期計画を検証し、事業充足度
が高くニーズが低かったら重点化をしないし、ニーズが高くて事業充足度が低いと
重点化していく。重点化に至るまでのフローですね。

(事務局) そうです。

(委員長) どの部分が重点化されたかというのが、「 」はケース1、「 」はケース2、ケ
ース3が「 」ということになるわけですね。

(大脇委員) 「 」、「 」、「 」というのは重点個別施策についての注釈と考えていいですか。

(委員長) 逆ですね。ケース1で抽出された施策にはどんなものがあるか見ようとしたら重
点個別施策に「 」が書いてあります。内容については第4章の1の(3)の を
見なさいということです。

(事務局) そういうことです。

(委員長) もう少し工夫してくださいますよね。

(事務局) 例えば「 」の「ひとり親家庭の生活支援」は何ページをみたらわかるというよ
うに、「 」の他にページ数をいれてみるのはどうでしょうか。

(藤井委員) その方が親切ですね。

(委員長) わからないようにするのが、行政だと言われそうですね。でも、ページ数を入れ
ると見やすくなります。

(事務局) わかりました。ページを入れるなどいたします。

(委員長) それでは第4章の説明をお願いします。

【事務局より、
資料2「推進行動計画<後期>中間まとめ(案)」の第4章について説明】

(委員長) 今の説明で何かご質問はありませんか。P40の重点個別施策についての説明で
すね。

(事務局) 前回、もう少し特徴的に「市としてはここに重きを置いたんだ」ということをク

ローズアップする必要があるのではないかと大脇委員からご指摘があり、せっかく重点化をしましたので、どういう理由でこの個別施策が重点化されたのかを文章化し、内容をもう少し再考して反映させました。

(大脇委員) だいぶ、すっきりはしていますね。

(委員長) こどもの人権についての相談・支援に関して、基本目標3の施策の方向5の個別施策2と3, それと基本目標5の施策の方向3の個別施策1ですが, ここを見ると, 大人がこどもを守るとか, 大人がこどものために何かしてあげる, という書き方, ニュアンスが聞きとれますが, そうではなく, 子どもがもっと主体的に自分自身の身を守る, そういうアプローチの仕方も必要かと思います。そういうことが感じられるような一文を入れていただきたい。

「子どもが主体的に自分自身の尊厳を守る」とか「自己主張をする機会をもつ」, 「自己主張を尊重する」など, 今よく言われている「子ども自身が自分自身の身を守る」ということについて, 大人がいつも回りにいるわけではないから, 子ども自身にもそういう意識を育てていかなければならないと思います。

(事務局) P72の「現状と課題」ではその部分について記載をしていますが, 「施策の方向性」ではそれが消えてしまっています。

「現状と課題」の下から3行目の「子どもの権利擁護に対する意識は年々高まっているものの, 児童虐待やいじめは後を絶たず, 児童の意見を表明する権利など・・・」ここに記載されている内容をもっと支援するということですね。

(委員長) そうです。「児童」というのは幼稚園児も含まれていますか。

(事務局) 0歳から18歳までです。

(委員長) 児童福祉法ですね。

(事務局) はい。

「施策の方向性」の3行目に, 「子どもの主体的な取り組みを支援し,・・・」と記載をしておりますが, この文章で支援するということ表現したつもりなのですが。

(委員長) もう少し強調していただきたい。

(事務局) 「子どもの主体的な取り組みを支援し, 「児童の最善の利益」を尊重した子どもの人権に対する正しい理解」というのは, 「守る」だけでなく「主体的な取り組み」が必要であるということが, 正しい理解の中に含まれています。そこは少しわかりづらいでしょうか。

(委員長) もう少し強調していただければいいと思います。
他にありませんでしょうか。

(大脇委員)「地域協議会からの意見」が「施策の方向性」の次に記載されていたり、「具体事業一覧」の次に記載されていたりと、出てくる所がまちまちですね。どうしてでしょうか。

(事務局)これは完全にレイアウトだけの問題ですね。

(大脇委員)ももとは、レイアウトとしてわかりやすいから「現状と課題」と「施策の方向性」が並んで記載されていたと思うのですが、本来、具体的な事業は、その「施策の方向性」によって作られた事業なので、「施策の方向性」は「具体事業一覧」のそれぞれの前に記載されていると、見やすいと思いますね。

(事務局)レイアウトはいろいろ試してみました。

例えば「現状と課題」を見やすくするため「現状と課題」と「施策の方向性」の間に関係するアンケートを入れると、「現状と課題」と「施策の方向性」との間があきすぎてピントがぼけます。「地域協議会の意見」は先ほど申しあげましたように、レイアウトの問題で、あまり余白の紙面が出ないようにするため、入るところに入れることにし、「施策の方向性」については、意図的に「現状と課題」とつなげました。

いろいろご意見はあると思いますが、事務局としては、どちらが正解というのはありませんので、策定委員のご意見によって変更してもいいと思っています。

(委員長)柔軟な事務局ですが、どういたしましょうか。

(事務局)例えばP43ですと、「現状と課題」の下に「施策の方向性」を記載しないとなると、P44にアンケート資料や「地域協議会の意見」が入り、P45の上段に「施策の方向性」が記載されることとなります。すると、「現状と課題」と「施策の方向性」が互いに全然見えないところに記載されることとなります。

(藤井委員)特に「地域における子どもの居場所づくりの推進」はP66からP71まであり、グラフもたくさん入っていますが、大事なこともたくさん書かれていますので、このレイアウトでいいのではないのでしょうか。表示の問題だけです。

ただ、気になったのはP66の「施策の方向性」の最後に「遊びができる子どもの居場所づくり」とありますが、これが家庭なのか、外なのか、学校なのか、公園なのか、はっきりしていません。ここを見ていると基本的には学校だと思えます。

学校で遊ぶのが一番ウエイトが大きいとは思いますが、今の子どもは狭いところに追いやられているという気がします。大人は自由にかっ歩していますが。

(事務局)朝日ヶ丘町では、公園でおおきな声で遊んでいたらしかられるなどと聞きます。

(藤井委員)私は朝日ヶ丘町にすんでいますが、やはりそういうことをよく聞きます。他の地域とは少し温度差があるように思います。だから「推進します」という表現にとどまっているのかとったりしたのですが。

もっと自由にいろいろできれば、子どもたちものびのびと遊ばせることができると思うのですが、地域によっては難しいんでしょうね。

(事務局) 地域によっては保育所の運動会でも、拡声器やマイクは使えないので地声を張り上げてやっていますし、保育所はもともと昔から近隣からの苦情はありますが、公園だけでなく公共的な行事であっても苦情がくるような、そういう時代になってしまっています。

(委員長) 西宮のマンションの事例ですが、上の階の音がうるさいということで、「布団をたたき音がうるさい」、「子どもがスリッパで歩く音がうるさい」という方の要求に対してどう周知するかなんですが、理事会では「そういう音までうるさいという人には出て行ってもらいましょう」ということで出て行ってもらいました。

子どもが部屋で椅子からトンとおりの音までうるさいと言われると、子どもは自由に育たないですね。大人のエゴで子どもの発達を阻害するというのは許せません。ということで、理事会ではそう決まったんです。そういうマンションが増えていけばいいんでしょうが。

(牧野委員) 現実に私の孫たちは引越しました。(自宅へ) 苦情の手紙が入れられていましたので。学校の授業をしてもその音がうるさい、朝練の音がうるさい、まわりを走るのもうるさい・・・。

(委員長) 「うるさい」とおっしゃる方は一定の年齢より上の人ですね。若い人、ご自分のお子さんが小学校に通っていたりすると、言わないですね。

(藤井委員) 芦屋らしい問題ですね。

(大脇委員) 伊丹の事例ですが、運動会では子どもたちがしゃべるんですよ。最後に子どもの声で「近隣の皆様・・・」というふうに校長とかが言うのではなく、子どもがきちりスピーチしますから、それを言われたら逆になかなか苦情がでない。そういう方法もあります。本当はそんなことさせる必要がないようにできればいいのですが。

(西村委員) やり方があるかと思います。運動会などであれば、事前に自治会にご理解いただくとか、後は、今、問題になっている「公園が自由に使えない」ということについては、音もそうですが、ボール遊びなどが自由にできないので、例えば、午前と午後というように時間帯を分けることによって一つの公園をいろんな年齢層の子どもがシェアできるようにする、小さい子どもボール遊びをする中学生も利用できるようにする、こういったやり方もあるかと思います。

(事務局) 公園は地域で管理されておられ、こども課からも、公園の形態として現状の遊具を置いているだけではなく、子どもが自由に、どろんこ遊びができたり穴を掘ったり、遊具が無くてもそういうことができる公園にできないだろうかということで、協議したこともありました。地域の方々が管理しているため、地域の方々の承認を得なければ実現できません。こちらからの働きかけも必要ですが、自治会の総意のもとでしっかり方向性を決めていただかないと、市の公園の所管課だけでは実現は難しいとのことでした。

(大脇委員) 昔は世代間の交流がありました。その当時も、若い人は嫌だったかもしれませんが、強引に付き合いが成立していました。今の学校や公園の問題も、要するに地域コミュニケーションといえますか、お互いが話し合えていないと思います。

私自身も、家を購入したので今は自治会に入っていますが、昔はマンションだったので自治会なんてほとんど無視していました。自治会の方はシニアの方が多く、年代層が分かれています、それで運営していただいているのはシニアの方が中心なので、そういう方たちが扱いやすい、利用しやすい方向に流れていっていると思います。なんとか世代間の話し合いができる仕組みを生み出していないと、制度だけ作っても浸透しないと思います。

(牧野委員)「自治会はシニアの方がされている」とおっしゃいましたが、若い人が入ってもいいんですよ。待っているんですよ。

(大脇委員) 昔は子ども会と自治会が、お互いに協力し合っていたのでよかったんですが、今、子ども会自体が崩壊しているからよけいに接点がなくなってきていて、気づいたら層がわかれている。

(委員長) で、どうですか。「遊びができる子供の居場所づくりを推進します」では弱い。でも実際「居場所づくり」は推進できるんですか？

(事務局)「自由に活動や学習できる居場所」について、こども課としては、来年7月オープン予定の福祉センターで、今までなかった学齢期支援を考えています。

福祉センターに、「運動室」ができますので、それを午後の時間帯に子どものために開放して欲しいと申し入れしています。

他にも、子どもたちが、役所の前で窓ガラスを鏡にかえて、ダンスの練習をしていたりするので、運動室に大きな鏡をいれてもらったり、2階には学習ができる「学齢期支援室」を作ったり、隣には防音の部屋を作り、貸出用のドラムやキーボード、アンプ等を用意して、音楽活動ができるようにしたいと考えています。

勉強や壁新聞作りなどの学習活動をしたい人はテーブルのある部屋へ、音楽をしたい人は防音の部屋へ、体を動かしたい人は運動できる部屋へ、それぞれの得意不得意や嗜好によって選択できるように、また、すぐには定着しないかもしれませんが、子どもたちが集まって、自分たちで主体的に何か取り組んでみたい、例えば市のモニターになっている人々にインタビューしてみたいなど、そういう方向に話が盛り上がっていけば、方法についての相談に応じたり、そういった支援ができればいいなと思っています。

学齢期支援の居場所というのは、「外でボール遊び」というようなことについては対応しにくいのですが、今よりもさらに充実していくと考えています。

(委員長) では「積極的に推進していく」というような表現で。「小学校の校庭開放」についてはどうですか。

(事務局) 一度下校してからでないとは利用できませんので、そこがやはりネックになっています。所管の生涯学習課に何度も申し入れしておりましたが、学校にもいろんな事

情があり、校庭にいる間は学校で子どもを守らなければいけません、先生一人で子どもたち全員を掌握して見る事は難しい時代になってきています。いったん帰れば、その後は社会活動になり学校での活動ではなくなりますので、それをふまえて生涯学習課が「校庭開放」という事業を実施しています。

芦屋は大変広い校区の地域もあるので、いったん帰らなくてはならないとなると、山の上から下校してきて、また再度学校へ行くために上っていく、というようなことになり、ちょっと難しいと思われれます。例えば、保護者から承認をもらうとか、いろんな方法で対応できないものかと話はしており、今後も話は進めていきたいのですが、コミスクの関係、芦屋はコミスク活動が非常に熱心で、そういう部分でも校庭の使える割合についての調整と、いったん下校させるというのが学校の使命となっていますので、そのところの調整が必要となってくるかと思えます。

(委員長) 土・日はどうですか。

(事務局) 土・日はコミスクでいっぱいなんです。

(大脇委員) 今、聞かせていただいて、いっぱいやっただいてることが、この具体事業のどこにつながるのかがわかりにくく、それが文章化の難しいところではあると思うのですが。

「校庭開放」については、P 6 8 で生涯学習課がやっておられると記載がありますが、校庭を開放すること自体しか書かれていなくて、問題点や方向性については書ききれいていません。そのところが市民が望む情報、校庭開放についてだと、どういう方向でやっていくのかということが本当に知りたいことなんだと思えます。

最初にいわれていた福祉センターでの子育て支援についてはどこに記載されていますか。

(事務局) P 6 9 の「子育て支援センター」に記載しております。自分の課については詳細に書けるんですが。

(委員長) 書く時には各課と調整されるんですね。庁内の会議もあったかと思えますが。

(事務局) 庁内幹事会もあります。幹事会では個別の話は、前期計画だと事業が267事業ありますので、それについて会議でひとつひとつ議論はできません。ただ、各担当課とは、ヒアリングなど直接話しをする機会を設けていますので、その中で「こういうことは緩和できないか」等、こども課と協議するのですが、一つの課だけで決められることなく、いろんな調整が必要となります。「校庭の開放」についても、生涯学習課で所管していますが、実際には学校教育課との調整が必要であり、学校教育課は学校現場との調整が必要であったりします。

詳細な情報が市民にとって必要な事だとは思いますが、それを計画書に記載するというのは難しいです。ただ、毎年評価委員会もあり、その中で「今年度はどんな取り組みをした」、「次年度はどうしていく」、ということをして、こども課が取りまとめお伝えしています。

(委員長) では次に中間まとめ(案)について事務局は説明をお願いします。

(事務局)では説明させていただきます。

【事務局より，

資料2「推進行動計画<後期>中間まとめ(案)」の目次構成について説明】

(委員長)全体についてのご質問，ご意見ありませんか。メインは第4章ですね。なければ議題2の「その他」にうつります。

A3版の資料P167，168については三つ折で添付するのですか。

(事務局)P38，39のように見開きで添付するか，三つ折で添付するかは検討中です。

(委員長)P39の「施策の方向」に対応する第4章のページ数をいれてもらえるのでしょうか。

(事務局)入れたほうがよろしいでしょうか。

(委員長)必要ないでしょうか。ページ数がなければ全部を見てみないとわからないので。

それと今，気付きましたが「母と子どもの健康の確保と増進」には「父」は入れなくていいのでしょうか。

(事務局)国の指針では「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」というのが，もともとの名前です。「母性」ですから，父親に「母性」があってもいいのかもしれませんが，普通にまとめて「母と子どもの健康の確保と増進」となりました。また既に，それに基づいて健康課が，「健康増進・食育推進計画」を策定しておりますので変更はできません。

(河盛委員)基本目標2の「健康増進・食育推進計画」と基本目標3施策の方向(6)の「障害児施策の充実」について，後ろの方に別に載せていますが，唐突な感じがします。前段で，「別の計画で推進するので別添にすることにした」という経緯などが書かれているのでしょうか。

(事務局)ないですね。

(河盛委員)突然，章がとんで後ろのほうに記載されていて，しかも何の説明もない。

(事務局)では，別添にすることになった経緯を載せることにします。

(河盛委員)「以前と違い，新たにこうしました」ということを一言書いておかないと，なぜこの施策だけ別添になっているのか違和感を感じると思います。

(事務局)わかりました。再考いたします。

(河盛委員)一番最初の第1章で書いておいたほうがいいと思います。この施策を別にした

のは国からの指導があったのですか。

(事務局) 個別の計画がありますので今回の審議の中に入れませんが、ただ、次世代の計画の中には基本目標として組み込んでおく必要があるので省けなかったということです。

(河盛委員) 別に計画を策定するというのは、国からの何か指示があったのでしょうか。

(事務局) もともとは別々に策定することとなっています。ただ、前期計画の時は、次世代の計画に、これらの基本目標に関して組み込んで計画策定しても構わないということでした。他市では別に策定しているところもありますが、芦屋市は次世代の前期計画の中に組み込んだという経緯があります。

今回基本目標2については、健康課が計画を別に策定することになり、既に今年の7月に策定しましたので、さらに重複して次世代で同じことをするのは時間もかかりますし、また所管課でも策定委員会を設置し1年かけて策定していますので、それについては所管課で策定された計画を尊重したいと思っております。

障害児施策に関しても同様に、所管で策定した計画を尊重したいと思いますが、計画書自体について「それぞれの計画を見てください」としてしまうのは、あまりよくないと考え、それについては抜粋して別添で載せることにしました。

各計画書の児童に関係する部分だけを抜粋し、次世代の計画書に入れて見ていただく方がいいと思っています。

(河盛委員) 最初に、そのことを第1章などに書いておかないと。いきなり別添のページにとんでいるので不自然です。

(委員長) 基本目標1の次頁に「別添資料へ」とするとか。

(磯森委員) この計画の中で、別添資料のP112「食育推進計画」は関係ないのではないですか

(事務局) 食育推進も前期計画の中で取り上げています。

(磯森委員) 目次構成とあわせたほうが全体として見やすいのではないですか。

(事務局) 食育の関連は目次の中では「食生活と健康」のところに出てきています。

(磯森委員) 「健康増進計画」の中の「すこやか親子21計画」の一番目に「食生活と健康」とあり、目次と対応しているのに、後に出てくる「食育推進計画」は必要なのかなと思います。

(事務局) 別添として「食育推進計画」は必要ではないというご意見ですね。

(磯森委員) 単純にそう思いました。それと、抜粋しているからこんな形になるので、「個別の計画をご覧ください」とした方が見た人にとっては、つながりがわかりやすいの

ではないでしょうか。

(藤井委員) 親切にと思って添付しているのだとは思いますが。

目次構成としては、基本目標 2 は別添なので目次の第 4 章の最後にして別添資料を添付してはどうでしょうか。でないと見たときにどこに続くのか理解できない。

(事務局) 前期計画では基本目標 2 が「母と子どもの健康の確保と増進」だったのですが、後期計画は前期の見直しということで、目標や施策の体系についてはあまり変えていません。

施策の体系を変えるかどうかについては、議論した結果、前期と対照して見たときに見やすいということで変えていません。

今おっしゃられたとおり、基本目標 2 であっても第 4 章の最後に載せるという方法もあるかと思えます。また、基本目標の番号を順送りにしてしまって、基本目標 2 を前期計画では基本目標 3 であった「豊かな心・健やかな体をはぐくむ環境づくり」にするという方法もあるでしょうし、まったく省いてしまうという方法もあると思いますが、それはご意見をいただければと思います。

(河盛委員) いきなり別添という形にするとおかしいと思しますので、最初にこうなったという経緯を書いておくべきです。

(委員長) 流れがとんでしまったり、止まってしまったりすると見にくいということですね。

(河盛委員) 本文では基本目標の題名だけでも書いておくとか。

(事務局) 省いてしまうというのではなく別添でも計画を載せる、もしくは「個別の計画を参照」としてしまおうというご意見があるかと思えますが、どちらかにご意見をまとめていただきたいと思えます。

(河盛委員) 「資料」にするというのはどうでしょう。前の計画と比べることにもなると思うので。

(委員長) では、目次には書いておいて、別添として、実際は資料を見ていただくようにしたらどうでしょうか。

(大脇委員) 目次から探す人もいれば、順番に見ていく人もいると思えます。別添にするにしても、例えば基本目標 1 が終わって基本目標 2 に移る時にはページを入れておいて、そこに「別添資料の何ページを参照してください」とする方がいいと思えます。そうしておけば最後まですんなり見てもらえると思えます。

(事務局) 基本目標 2 についてはタイトルのみ記載し、内容は「別添何ページをご覧ください」という形にするということですね。

(大脇委員) そのページのところに一枚ページを入れて記載するという事です。

(事務局) 例えば、P 5 8として基本目標2「母とこどもの健康の確保と増進」と記載しておいて、そのページに「これについては別添の何ページをご覧ください」という形にした方がいいと。

(大脇委員) そうすると目次からも確認できるし、ページを順に繰っていてもわかる。

(委員長) 例えば今、P 5 8に「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」が記載されていますが、別添資料のP 1 3 7にもタイトルが出ていてわかりにくいのですが。

(事務局) 事務局でもいろいろ検討してみました。

最初、資料編に入れようとしたのですが、基本目標の中にもともと組み込まれているなら、体系として記載は必要で、また基本目標であれば「資料」というのはおかしいので、苦肉の策で「別添」というように資料ではなく、第4章としての記載であると、最終的にそういう考え方に至りました。

(委員長) 本当に見づらいですから、その点については事務局にお任せしませんか。もう一度委員会の時に案を提出していただいて、再度見直すということで、どうでしょうか。今のままでは親切心があだでわかりにくくなっているというのが懸念されます。

(事務局) そうしましたら、パブリックコメントを実施するにあたり、事務局で再考させていただきますが、記載の位置がどこに変わるかというだけで内容を変更するわけではないので、再考させていただいた上で、その結果をもってパブリック・コメントを実施するというにさせていただいてよろしいでしょうか。構成の最終決定は、本案を決定する時に、もう一度確認させていただくということでよろしいでしょうか。

(委員長) よろしいですか。事務局は、もうひと頑張りしていただいてよりわかりやすいものを作っていただきますようお願いいたします。

次に、今後の流れについてお願いします。

(事務局) 確認させていただきますが、修正につきましては事務局一任とし、修正しました「中間まとめ」をもって、パブリック・コメントを実施することにさせていただきます。

今後の流れとしましては、本日の修正を加えたものを「中間まとめ」として公表し、市民の皆様から内容についてのご意見をいただくということになります。

まずは、庁内推進本部会にて確認をさせていただいてから、市民に公表する前に民生文教常任委員会へ「中間まとめ」について、「こういう形で市民からご意見をいただきます」ということを報告します。それが11月24日になります。

また、パブリックコメントを実施するにあたりまして、10日前までに市民に公表することと条例で定められていますので、12月1日号の広報紙及びホームページで、12月11日から来年1月10日までパブリックコメントを実施することをお知らせします。資料の公表につきましても、こども課の窓口、市役所の情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで「中間まとめ」の冊子を閲覧、もしくはホームページでPDFファイルをダウンロード、閲覧していただけることをあわせてお知らせい

たします。

市民の皆様よりいただきましたご意見につきましては、それをまとめてどのような形で計画に反映できるか、反映できないものもあるかと思いますが、精査します。その後、ご意見の内容と市の回答をまとめ、次回の策定委員会で事務局からご提案させていただきます、ご了承いただいて原案策定ということになります。

第4回策定委員会は1月中旬以降を予定しております。大きく状況が変わることが無ければ次回が最後の委員会になります。

(委員長)ではよろしくお願いします。

これをもちまして本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

<閉会>